⑽　平成18年４月１日以降に元請として完成した工事で次に掲げる「同種工事」又は「類似工事」の施工実績を有すること。なお、経常ＪＶにあっては構成員のうち１社がこの施工実績を有していればよい（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。）。

ただし、当該実績が国土交通省等の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】

・内容：高さ60ｍを超える超高層建築物の新築又は増築の工事
・用途：問わない
・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
・階数：問わない
・規模：問わない

【類似工事】

・内容：高さ31ｍを超える高層建築物の新築又は増築の工事
・用途：問わない
・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
・階数：問わない
・規模：問わない

⑾　次に掲げる基準を満たす設計技術者を当該技術協力業務に配置できること。

なお、設計技術者とは、管理技術者をいう。

１）１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。

２）平成18年４月１日以降に元請として完成した工事で、上記⑽に掲げる「同種工事」又は「類似工事」の施工経験を有する技術者であること。ただし、当該実績が国土交通省等の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

⑿　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。当該工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者という。」）の配置は認めない。

１）１級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。

２）平成18年４月１日以降に元請として完成した工事で、上記⑽に掲げる「同種工事」又は「類似工事」の施工経験を有する技術者であること。ただし、当該実績が国土交通省等の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

４）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

５）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

⒀　地方航空局が発注した建築工事で、平成31年４月１日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

３　一次審査に関する事項

競争参加資格があると認められた者について、５⑴によって得られた審査評価点の上位３者までを選抜（３者目の審査評価点が、同数となる者が複数存在する場合はそれらの者を含む。）し、技術提案書の要請を行うものとする。

４　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本工事は、成田国際空港新管制塔に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事に係る新築工事である。

新管制塔の建設用地は、現管制塔・庁舎と空港警察庁舎に挟まれた非常に狭隘な用地であり、その用地内での施工に当たっては、塔状で超高層建築物（約120m）といった特有の高度な施工方法が求められるうえ、建設時には近接した現管制塔における管制業務に支障を来す視認障害を生じさせぬよう、作業範囲を最小限に抑える必要がある。

そのため、施工者独自の専門的な工法による施工計画・仕様を決定する際には、管制業務への影響を確認して現地管制官との協議を行う必要があることから、設計段階から施工者としての視点で技術協力を求め、設計業務に反映することが求められる。

発注者において、それらの仕様を確定することが困難であるため、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定される、技術協力・施工タイプを適用し、工事に関する技術提案を下記１）から３）について求める。

１）既存管制塔ＶＦＲ室からの管制官の視認障害を最小限に抑えるために有効な仮設計画、工法等の提案：20点

２）周辺建物の執務環境に配慮した振動・騒音・粉塵抑制に有効な工法等の提案：10点

３）狭隘な工事用地における工事の安全対策等の提案：10点

⑵　優先交渉権者の選定　上記３及び４⑴による評価の結果、評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑶　評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記１）から４）の順で優先交渉権者を選定するものとする。

１）技術提案１）の点数の高いもの
２）技術提案２）の点数の高いもの
３）技術提案３）の点数の高いもの
４）東京航空局における建築工事業の有資格者名簿の上位者

なお４）について、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

⑷　技術提案書についてヒアリングを行う。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施した上で、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思を確認した上で技術提案を反映した技術協力業務を改めて実施する。

５　段階選抜に関する事項等

本工事の段階選抜は以下のとおり実施する。

一次審査における審査評価点の算出においては、下記⑴一次審査項目について評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する（最大30点）。

なお、詳細は説明書による。

⑴　一次審査

１）企業の技術力評価
２）技術協力業務の配置予定技術者の能力
３）工事の配置予定技術者の能力

⑵　二次審査（選抜された者）　３に示す「一次審査に関する事項」により選抜された者の中から、下記６⑷の期間内に技術提案書を提出した者を対象に実施する。

６　手続等

⑴　担当部局　〒102―0074 東京都千代田区九段南１－１－15九段第二合同庁舎　国土交通省東京航空局総務部契約課契約係　ＴＥＬ03―6880―1505

⑵　説明書の交付期間、方法

１）電子調達システムにより交付する。交付期間は、本日より令和３年10月28日17時00分までとする。期限日以降の入手は認めないものとする。電子調達システムによる説明書等のダウンロード方法については、次を参照すること。
https://www.cab.mlit.go.jp/tcab/img/contract/03_koukoku_tcab_ippan_pdf/20-210107-02.pdf